

第4期特定健康診査等実施計画書

曙ブレーキ工業健康保険組合

令和6年2月

I.背景および趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や、高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速に進む少子高齢化や医療技術の高度化など、大きな環境変化に直面しており、医療保険制度を持続可能にする対策が急務となっている。

このような状況に対応するため、曙ブレーキ工業健康保険組合においては、高齢者の医療の確保に関する法律（法第 19 条）に基づき、これまで第 1 期（平成 20 年度～24 年度）、第 2 期（平成 25 年度～29 年度）、第 3 期（平成 30 年度～令和 5 年度）特定健康診査等実施計画を策定し、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上に力を入れてきた。

このたび、第 3 期計画期間満了に伴い、令和 6 年度を初年度とする第 4 期特定健康診査等実施計画を策定した。本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

当健康保険組合の現状

ブレーキの専門メーカーである曙ブレーキ工業株式会社を母体とした、関連事業所による合計 8 事業所が加入する単一組合である。令和 6 年度見込みは、被保険者数 1,908 人、性別割合は、男性 88.3%、女性 11.7%で、男性が大半を占めている。平均年齢は男性が 47.08 歳、女性が 41.48 歳、平均が 46.41 歳で、第 3 期計画スタートの平成 30 年度から+2.5 歳と、高齢化が進んでいる。

〈設立事業所〉

名 称	所在地	名 称	所在地
曙ブレーキ工業(株)	埼玉県羽生市	(株)アロックス	埼玉県さいたま市
曙ブレーキ岩槻製造(株)	埼玉県さいたま市	曙ブレーキ山形製造(株)	山形県寒河江市
曙ブレーキ工業健康保険組合	埼玉県羽生市	あけぼの 1 2 3 (株)	埼玉県羽生市
曙ブレーキ福島製造(株)	福島県伊達郡	(株)アケボノキッズケア	埼玉県羽生市

特定健康診査について被保険者は事業主が実施している定期健康診断を受診している。令和 4 年度の受診数は 1,515 名、実施率 99.7%という結果であった。一方、被扶養者は当健康保険組合が保健事業として実施の人間ドックおよび被扶養者健診を外注のウェルネス・コミュニケーションを使って実施。令和 4 年度の実績は 296 名、実施率 54%であった。保健師・看護師は、5 名（岩槻・羽生・福島・山形）で全て事業主所属である。

II. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健診・特定保健指導を行いそのデータを管理するよう努める。

3 事業主等が行う健康診査および保健指導との関係

従来からの事業主健診実施（特定健診項目含）を継続し、特定健診のデータは事業主から受領する。また、被保険者の特定保健指導は事業主と共同で実施し、指導率のみにとられることなく効果的な保健指導を行っていくこととする。

4 特定保健指導と重症化予防の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

高齢化が進んでいる当健保組合は特に生活習慣病発症リスクと重症化に移行する方が増える可能性があるため、重症化予防対策に力を入れていき、実施方法や業務委託先、プログラム内容を随時検討しながら実施する。

Ⅲ.第 3 期計画の特定健康診査および特定保健指導の実績・評価

特定健康診査の受診率は年々上がっていて目標とする 90%にはあと少しのところだった。また、特定保健指導の指導率は 55%の目標には未達であった。保健指導の対象者人数は、加入者数の減少に伴い減少しているが、リピーターも多いことから効果的な保健指導であったのか今後分析が必要である。

特定健康診査受診率および目標値

年度	平成 30 年度 2018 年度	平成 31 年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
特定健康診査 対象者数 (人)	2,826	2,730	2,437	2,136	2,067	
特定健康診査 受診者数 (人)	2,287	2,347	2,069	1,847	1,811	
特定健康診査 受診率 (%)	80.9	86.0	84.9	86.5	87.6	
受診率目標値 (%)	85.0	85.0	85.0	90.0	90.0	90.0

特定保健指導実施率および目標値

年度	平成 30 年度 2018 年度	平成 31 年度 2019 年度	令和 2 年度 2020 年度	令和 3 年度 2021 年度	令和 4 年度 2022 年度	令和 5 年度 2023 年度
特定保健指導 対象者数 (人)	509	530	471	384	407	
特定保健指導 実施者数 (人)	69	93	123	104	121	
特定保健指導 実施率 (%)	13.6	17.5	26.1	27.1	29.7	
実施率目標値 (%)	11.2	15.1	25.0	35.0	44.9	55.0

特定健康診査等の実施の成果に係る結果および目標値

平成 30 年度 (2018 年度) 該当者は 509 名 (22.3%) から令和 4 年度 (2022 年度) 407 名 (22.5%) となっており微増となった。

IV. 特定健康診査等実施計画

特定健康診査等の実施に係る目標

厚生労働省は、単一健保において、計画期間の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）までに特定健康診査受診率 90.0%以上、特定保健指導実施率 60.0%以上を達成することとしている。当健保においては、各年度の目標値を以下の通り設定する。

目標値

年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度	令和 11 年度 (国基準)
特定健康診査受診率 (%)	88.0%	88.5%	89.0%	89.5%	89.7%	90.0%	90.0%以上
特定保健指導実施率 (%)	40.0%	45.0%	50.0%	53.0%	57.0%	60.0%	60%以上

対象者数推計

① 特定健康診査

被保険者

年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
特定健康診査対象者数 (人)	1,482	1,463	1,458	1,434	1,414	1,402
目標実施率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
目標実施者数 (人)	1,482	1463	1,458	1,434	1,414	1,402

被扶養者

年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
特定健康診査対象者数 (人)	539	531	530	522	509	499
目標実施率 (%)	54.9%	56.9%	58.7%	60.7%	61.1%	61.9%
目標実施者数 (人)	296	302	311	317	311	309

被保険者＋被扶養者

年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
特定健康診査対象者数 (人)	2,021	1,994	1,988	1,956	1,923	1,901
目標実施率 (%)	88.0%	88.5%	89.0%	89.5%	89.7%	90.0%
目標実施者数 (人)	1,778	1,765	1,769	1,751	1,725	1,711

② 特定保健指導の対象者 被保険者＋被扶養者

年度	令和 6 年度 2024 年度	令和 7 年度 2025 年度	令和 8 年度 2026 年度	令和 9 年度 2027 年度	令和 10 年度 2028 年度	令和 11 年度 2029 年度
特定健康診査対象者数（人）	2,021	1,994	1,988	1,956	1,923	1,901
積極的支援対象者（人）	249	247	248	245	241	239
目標実施率（%）	42.6%	47.8%	53.2%	56.3%	60.6%	64.0%
目標実施者数（人）	106	118	132	138	146	153
動機付支援対象者（人）	151	150	150	149	147	146
目標実施率（%）	35.8%	40.7%	44.7%	47.7%	51.0%	53.4%
目標実施者数（人）	54	61	67	71	75	78
保健指導対象者計（人）	400	397	398	394	388	385
目標実施率（%）	40.0%	45.1%	50.0%	53.0%	57.0%	60.0%
目標実施者数（人）※	160	179	199	209	221	231

V. 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健診（被保険者）は、事業主で実施。

特定健診（被扶養者）は、個別契約医療機関（ウェルネス・コミュニケーションズ、福島県労働保健センター、山形健康管理センター）にて実施。

特定保健指導は、被保険者、被扶養者共に保健指導を行える機関に委託する。

2. 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3. 実施時期

実施時期は、毎年特定保健指導を勘案し、被保険者については原則毎年4~6月末までとし、被扶養者については、原則毎年12月末までとする。

4. 委託の有無

ア. 特定健診

個別契約医療機関（ウェルネス・コミュニケーションズ、福島県労働保健センター、山形健康管理センター）と契約し委託する。

イ. 特定保健指導

被保険者、被扶養者について保健指導プログラムは、『特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き第4版』の考え方にに基づきアウトソーシングをする。

5. 受診方法

被保険者については、事業主負担で実施。被扶養者については、個別契約医療機関（ウェルネス・コミュニケーションズ、福島県労働保健センター、山形健康管理センター）と契約し委託する。受診の窓口負担は、無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その部分の費用は全て個人負担とする。

6. 周知・案内方法

周知はHP等で実施。案内は委託業者から被扶養者へ郵送。

7. 健診データの受領方法

健診データ受領は、被保険者については事業主から電子データを受領し、被扶養者はウェルネス・コミュニケーションズ、福島県労働保健センター、山形健康管理

センターより電子データを受領して当組合で保管する。
特定保健指導については外部委託先機関より、電子データで受領するものとする。
なお、保管年数は5年とする。

8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象については、担当保健師が健診結果をみて総合的に判断し対象者を決定する。

VI. 個人情報の保護

曙ブレーキ工業健康保険組合個人情報保護規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

VII. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページへ掲載する。

VIII. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年度の達成状況进行评估し、必要に応じて見直しを行うものとする。